

国家知識産権局「悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り  
特別行動計画」の公布に関する通知

国知発弁函字〔2021〕35号

各省・自治区・直轄市・新疆生産建設兵団知識産権局、局機関関連部門、商標局 御中

習近平総書記の中央政治局第25回集団学習における重要講話の趣旨をより一層徹底し、全国知識産権局局長会議の決定を確実に実施し、悪意による商標の冒認出願行為に対する取締りのさらなる強化を図るため、2021年3月より、悪意による商標の冒認出願行為に対する取締りに関する特別行動を集中的に実施することを決定した。ここに「悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画」を印刷、配布する。真摯に調整、実施されたい。

以上、ここに通知する。

国家知識産権局  
2021年3月15日

## 悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画

習近平総書記の中央政治局第25回集団学習における重要講話の趣旨をより一層徹底し、全国知識産権局局長会議の決定を確実に実施し、悪意による商標の冒認出願行為に対する取締りのさらなる強化を図るため、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国商標法実施条例」、「商標登録出願行為の規律に関する若干の規定」に基づき、2021年3月より、悪意による商標の冒認出願行為に対する取締りに関する特別行動を集中的に実施することを決定した。特別行動計画を次のとおり策定する。

### 一. 上位目標

知的財産権の質の高い創造という方向性を強く打ち出し、悪意による商標の冒認出願という新たな傾向に積極的に対応し、社会的関心に応え、政治的に観察し、調査し、処罰するという意識を着実に高める。信義誠実の原則に著しく違反し、公序良俗に反し、商標登録管理の秩序を乱し、深刻な社会的悪影響を及ぼしやすい典型的な悪意による商標の冒認出願行為を厳格に取り締まる。法令に従い、道理と法を共に重んじることを重視し、部門間の協力と統一的推進を重視し、体制の整備と根源の対策を重視し、社会全体がさらに正しい商標登録意識を確立するように導く。商標出願の件数の安定、質の向上を促進し、知的財産権事業の質の高い発展を促進し、良好なイノベーション環境とビジネス環境の醸成に助力する。

### 二. 作業の重点

特別行動では、不当な利益を企図し、商標登録管理の秩序を乱し、比較的大きな社会的悪影響を及ぼす、次に掲げる悪意による商標の冒認出願行為を重点的に取り締まる。

(一) 国又は地域の戦略、重大活動、重大政策、重大事業或いは重大科学技術プロジェクトの名称に対する悪意による冒認出願行為

(二) 重大な自然災害、重大な事故災害、重大な公共衛生事件及び社会安全事件等の突発的な公共事件に関連する語彙又は標識に対する悪意による冒認出願を行い、公共の利益を損ねる行為

(三) 比較的知名度の高い重要な競技会又は重要な展示会の名称或いは標識に対する悪意による冒認出願行為

(四) 行政区画の名称、山河の名称、景勝地の名称、建築物の名称等の公共資源に対する悪意による冒認出願行為

(五) 商品又はサービスの通称、業界用語等の公共商業資源に対する悪意による冒認出願行為

(六) 比較的知名度の高い公人の氏名、著名な作品又はキャラクターの名称に対する悪意による冒認出願行為

(七) 他人が有する比較的知名度の高い或いは識別性の比較的強い商標又はその他の商業標識に対する悪意による冒認出願を行い、他人の先取権利を損なうこと。

(八) 商標法第 10 条で定める禁止事由に明らかに違反し、その他の公序良俗に反し、中国の政治、経済、文化、宗教、民族等、公共の利益及び公共秩序に対して著しく否定的なマイナスの社会的影響を与える行為

(九) 商標代理機関が、委託者が前述の行為をしていることを知り、或いは知るべきであったにもかかわらず、その委託を受け、又はその他の不正な手段により商標代理の秩序を乱す場合

(十) 信義誠実の原則に明らかに反するその他の行為

使用を目的としない悪意による投機目的での商標の大量出願に対する処理については、別途発送済みの文書に従って処罰する。

### 三. 任務の措置

(一) 手掛かり調査の強化。事件の手掛かりについて調査を強化する。各地域は、当地が関与する国の重大政策の実施、担当する国の重大事業、存在する重大な突発公共事件、開催する重大な交流・競技会、展示会活動等の実際の状況を考慮して、作業の重点を決定し、作業台帳を作成する。当地の悪意による冒認出願事件の手掛かりに関する資料は、十分に詳細なものでなければならず、当地の悪意による冒認出願行為の疑いのある事件の手掛かりに関する資料は、包括的で完全なものでなければならない。

(二) 的確な取締りの強化。商標登録の全過程において的確な取締りを実施する。悪意による冒認出願行為の監視を強化し、商標登録・異議申立て・審判・後続業務の連携を実現し、基準執行の統一性を促進する。商標登録手続中の事件の手掛かりについては、商標局が、各地域の商標審査協力センターに対して法により処理するように指導し、悪意による冒認出願を構成する場合には、加速拒絶プロセスを始動する。商標異議申立て・無効審判請求の手続きにおける事件の手掛かりについては、それが悪意による冒認出願行為を構成する場合は、早期審査・審理、一括審査・審理、重大事件の口頭審理等の措置を講じて、法により登録不許可又は無効を言い渡す。使用を目的としない冒認出願の取締りを強化するため、悪意による冒認出願を行い、かつ譲渡して私利を図るものについては、法によりこれを許可しない。情報化手段を十分に活用し、各審査段階での情報共有を促進する。

(三) 部門間の連携強化。全組織の保護能力を強化し、商標登録、行政法執行、司法保護の有機的な連携を強化し、審査・授權基準、行政法執行基準、司法裁判基準の有機的な統一化を促進する。商標登録手続内の規制手段と商標登録手続以外の行政処分措置を総合的に運用し、悪意による冒認出願行為の全面的かつ厳重な取締りとの相乗効果を発揮させ、悪意による冒認出願行為に対する取締りを強化する。法を厳格に適用し、法の趣旨を十分に反映させ、主観的・客観的な要素を総合的に考慮し、法で認められた裁量の範囲内で悪意による冒認出願行為の防止、抑止を行う。

(四) 総合的な施策の強化。法的処罰、行政指導、信用制約等の措置を総合的に運用し、規制、教育、指導を共に重視し、効果的な抑止のための作業体制と根源からの防止のための効果持続メカニズムについて、的を絞って改善し、商標審査・審理の効果の継続的な向上を図る。悪意による冒認出願行為を規制するための法律ネットワークを構築し、悪意による冒認出願行為に対する行政処分の情報を、法により全国公共信用情報目

録に収載し、信用登記情報に記録することを推し進める。「藍天」特別取締行動の展開において、悪意による冒認出願行為に関わる商標代理機関に対する取締りを強化し、情状が重大な場合には、各地域は当該商標代理機関から提出された商標代理業務の受理停止を法により報告申請しなければならない。プラットフォーム型の知的財産権サービス機関を整備し、非規範的な経営行為に対し、適時に是正のための行政指導を行う。商標出願件数を部門の業績評価の主な基準とすることを断固として防止し、商標出願件数を相互に比較してはならず、商標登録（マドリッド協定議定書による商標の国際登録を含む）の出願行為に対し、資金援助や報奨等、いかなる形でも支援してはならない。監督・検査を強化し、責任転嫁・遅延、行動が不十分な部分に対しては、各種支援政策やプロジェクト申請資格等を状況に応じて取り消す措置をとる。

（五）宣伝活動・教育の強化。特別行動の期間を通し、一貫して宣伝・発動業務を行い、高圧的な抑止力を着実に形成する。悪意による冒認出願行為に対する取締りの進捗状況や成果を適時に周知させることに注力する。さまざまな形で宣伝活動・教育を広く実施し、典型的な事例を公開し、悪意による冒認出願の典型的な事例及び違法な個人・企業・代理機関を公表する。立法趣旨を明らかにし、社会的関心に応え、違反者への抑止力を強める。各種市場主体が公平に競争し、イノベーションを起こし、悪意による冒認出願行為に自発的に抵抗するための良好な知的財産権の法治環境、市場環境、社会環境を醸成する。世論を適切に導き、制御し、宣伝の基準と間隔を把握し、望ましくない過剰な周知活動を厳重に防止する。

#### 四．職務分掌

事務局は、特別行動の宣伝活動や典型事例の公表の手配、及び特別行動に対する世論の監視、検討・評価、対応・指導に責任を負う。

条法司は、悪意による冒認出願を厳格に取り締まる共同作業体制の枠組みの下で、重大で困難かつ複雑な事例に対する法律適用の研究・指導に責任を負う。

保護司は、各地域の知的財産権管理部門に対して、発効済みの行政決定や裁定と関連する司法判断、及び事務局から引き渡された事件資料等に基づき、法により出願者の違法行為を調査し、かつ関連部門と連携して行政処分を行うよう指導すること、市場主体の信用管理監督を強化するよう指導すること、重大な突発公共事件又は社会の広い注目を集める緊急事件等の特殊な状況が発生した場合に、速やかに商標局に通知して関連する商標情報を提供するよう指導すること、地方の業務遂行状況の知的財産権保護関連監査・評価への組入れを推進するよう指導することに責任を負う。

運用促進司は、各地域に対して、商標代理機関が悪意による冒認出願行為に及ぶ事件の手掛かりに対し法と職責により調査し、処分するよう指導すること、商標代理機関の信用管理監督を強化するよう指導すること、法令により商標取引及び商標代理ネットワークプラットフォームの管理監督を強化するよう指導すること、重大な突発公共事件又は社会の広い注目を集める緊急事件等の特殊な状況が発生した場合に、速やかに商標局に通知して関連する商標情報を提供するよう指導すること、各地域の知的財産権の資金援助政策の最適化・調整を指導することに責任を負う。

公共サービス司は、悪意による冒認出願の行為者に関する情報の相互共有を促進することに責任を負う。

関連する規律検査・監察機関は、職責と権限に基づき、特別行動における職務遂行及び公平な権力の行使等の状況に対する監督・調査、権力規範の透明な運用の推進・管理監督に責任を負う。

商標局は、特別行動実施を調整すること、悪意による冒認出願行為を特定するための共同作業体制を構築し、特別行動のための重大で困難な事件の手掛かりを共同で特定するよう手配すること、商標登録プロセスにおける悪意による冒認出願行為に対し、法による拒絶等の処理を行い、劣悪な影響を及ぼす一群の商標を職能により能動的に無効にし、関連する審査決定及び審理・裁定を公開すること、商標の審査・審理において重大かつ明らかに悪意による冒認出願行為が疑われるものを発見した場合に、規律・調査処分が必要な事件の手掛かりについて、職責により保護司、運用促進司に取り次ぐこと、各地方の商標審査協力センターの特別行動の実施状況を検査することに責任を負う。

各地域の知的財産権管理部門は、管轄区域内で悪意による冒認出願及び悪意による冒認出願行為への関与が疑われる事件の手掛かりを調査すること、管轄区域内で悪意による冒認出願行為に関わった市場主体や商標代理機関に対し、法による調査・処分を手配すること、管轄区域内の各種商標取引サービス機関やプラットフォームの属地管理監督責任を遂行することに責任を負い、管轄区域内の商標に関わる指標設定、資金援助政策の状況を総合的に整理し、不備や突出した問題を探し出し、是正措置を提示し、業務計画を策定し、最適化と調整を行い、かつ関連する状況を適時に国家知識産権局に報告することに責任を負う。

各地方の商標審査協力センターは、センター内の審査待ちの商標のうち、上述の典型的な悪意による冒認出願行為の手掛かりを収集し、かつ総括して報告し、商標局の指導の下で、法令により審査することに責任を負う。

## 五. 手順

三段階に分けて実施する。

(一) 動員・手配段階 (3月)。特別行動計画を印刷、配布して動員・展開を図るとともに、世論喚起・周知活動を行い、良好な世論の雰囲気醸成する。各級の知的財産権管理部門と地方の商標審査協力センターは、特別行動計画を速やかに伝達し、実際の状況を踏まえて特別業務計画を策定し、作業の重点目標と重点段階を明確にし、具体的な責任者と作業連絡先を明確にし、特別チームを設置し、事件の手掛かりの調査を積極的に行う。各地域の知的財産権管理部門は、当管轄区域内の事件の手掛かりを収集し、省(地域、市)の知識産権局がそれを総括する。各地方の商標審査協力センターは、センター内の審査待ちの商標における手掛かりを収集し、これを3月30日までに商標局に報告する。提出された手掛かりは商標局が整理し、職責分掌に応じて処理権限の移転を行う。

(二) 実行段階 (4~10月)。商標登録手続き中の事件の手掛かりについて、商標局は各地方の商標審査協力センターに対し、法により審査するよう指導する。商標局は商標異議申立て・無効審判請求手続き中の事件の手掛かりについて、一部の無効にされるべき典型的な商標に対し法により審査、審理し、かつスクリーニングを行う。重大かつ明らかに悪意による冒認出願行為が疑われる事件の手掛かり、及び重大な突発公共事件又は社会の広い注目を集める緊急事件に関わる関連商標情報については、保護司が関連

地域の知的財産権管理部門に業務を取り次ぐ。発効済みの行政決定、裁定又は司法判断により、商標代理機関が前述の典型的な悪意による冒認出願行為に関わったと判断された事件の手掛かりについては、運用促進司が、各地方の知的財産権法執行部門に取り次ぎ、かつ法により調査し、処分するよう指導する。各級の地域の知的財産権管理部門は、上級機関から処理権限を移転された事件の手掛かりに基づき、特別取締行動を集中的に行う。法律に違反して悪意による冒認出願行為に関わった者に対しては、法により行政処分を行う。事件の調査・処分及び政策の自己点検・調整の状況は、適時に上位機関にフィードバックする。

(三) 総括と監督・検査段階 (11～12月)。商標局は、各地方の商標審査協力センターに対し特別行動の実施状況を検査する。各省(地域、市)の知識産権局は、管轄区域内の特別行動の実施状況を監督・検査し、処理権限が移転された事件及び引き渡された事件の手掛かり及び調査・処分の状況を追跡し、監督する。管轄区域における特別行動の実施状況の総括については、各地方の商標審査協力センターは、自センターでの特別行動の実施状況を総括し、12月10日までに商標局に報告する。国家知識産権局は、特別行動の実施状況とその効果を評価し、これを通達する。

今回の特別行動は、習近平総書記の中央政治局第25回集団学習における重要講話の趣旨をより一層徹底するための重要な取り組みである。各地域と各部門は、それぞれの機能を礎として、特に重視し、入念に準備を整え、特別行動の実施を日常の権限付与・権利確認、商標の管理監督、二段無作為抽出と有機的に組み合わせ、政治的立場を高め、迅速に手配、実施し、整然と実行し、実際の効果を徹底追求しなければならない。

出所：中華人民共和国中央人民政府網

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-03/25/content\\_5595752.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-03/25/content_5595752.htm)

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。